

規制に係る事前評価書

法令の名称	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案						
政策の名称	有害使用済機器保管等業者に関する届出制の新設						
担当部局・評価者	環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物・リサイクル制度企画室長 相澤寛史 電話番号:03-6457-9097 E-mail:hairi-sanpai@env.go.jp						
評価実施時期	平成29年3月2日						
規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益							
目的	有害使用済機器の保管又は処分を業として行う者に届出を義務付け、有害使用済機器の保管又は処分に関する基準を遵守させることで、人の健康の保護及び生活環境の保全を図る。						
内容	使用を終了し、収集された機器(廃棄物を除く。)のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるもの(以下「有害使用済機器」という。)の保管又は処分を業として行おうとする者(適正な有害使用済機器の保管を行うことができるものとして環境省令で定める者を除く。(以下「有害使用済機器保管等業者」という。))は、都道府県知事への届出をすることとともに、有害使用済物品の保管等に関する基準に従い保管等をするものとする。また、有害使用済機器保管等業者に対する報告徴収、立入検査、改善命令及び措置命令を可能にする。						
関連条項	第17条の2						
必要性	<ul style="list-style-type: none"> 近年、国内で使用が終了した電子機器等を収集し、主に発展途上国に輸出する目的で保管場(ヤード)において大量に保管する事例が多く見られている。このような使用が終了し、収集された機器については、有償取引の実態がなく廃棄物として取り扱われるものもある一方で、金属等の資源が含まれている等の理由により有償取引が行われ、廃棄物に該当しないものがある。 廃棄物に該当しない機器の保管又は処分には何らの規制も適用されないため、当該機器に含まれる鉛等の有害物質の漏出、火災の発生等生活環境保全上の支障が生じているところである。こうした機器は、本来の使用が終了しており、廃棄物と同様に本来の使用目的に応じた適正な保管・処分が期待できないものであり、廃棄物処理法の中でこうした物品を取り扱う場合の規制措置を設ける必要がある。 						
費用	<table border="1"> <tr> <td>遵守費用</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 届出書類の作成に係る費用が発生する。 事業者によっては、有害使用済機器の保管又は処分の基準を遵守するために施設の改修等の費用が生じる可能性がある。 </td> </tr> <tr> <td>行政費用</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 届出を受ける事務が発生する。 有害使用済機器保管等業者に対する報告徴収や立入検査、改善命令や措置命令等の事務が発生する。 </td> </tr> <tr> <td>その他の費用</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 特に想定されない。 </td> </tr> </table>	遵守費用	<ul style="list-style-type: none"> 届出書類の作成に係る費用が発生する。 事業者によっては、有害使用済機器の保管又は処分の基準を遵守するために施設の改修等の費用が生じる可能性がある。 	行政費用	<ul style="list-style-type: none"> 届出を受ける事務が発生する。 有害使用済機器保管等業者に対する報告徴収や立入検査、改善命令や措置命令等の事務が発生する。 	その他の費用	<ul style="list-style-type: none"> 特に想定されない。
遵守費用	<ul style="list-style-type: none"> 届出書類の作成に係る費用が発生する。 事業者によっては、有害使用済機器の保管又は処分の基準を遵守するために施設の改修等の費用が生じる可能性がある。 						
行政費用	<ul style="list-style-type: none"> 届出を受ける事務が発生する。 有害使用済機器保管等業者に対する報告徴収や立入検査、改善命令や措置命令等の事務が発生する。 						
その他の費用	<ul style="list-style-type: none"> 特に想定されない。 						
便益	規制の導入により都道府県知事は、使用を終了した電子機器等の保管又は処分を行っている業者を把握することが可能になる。また、保管等基準に適合した処理が行われることで、有害使用済機器による火災の防止や有害物質の飛散・流出といった生活環境保全上の支障の発生を防ぐことが可能になる。						

想定される代替案		
代替案①	有害使用済機器の保管又は処分をしている旨自ら届け出るよう行政指導を行う。	
	費用	
	遵守費用	届出書類の作成費用が発生する。
	行政費用	届出の受理、行政指導等の働きかけに要する費用が発生する。
その他の費用	特に想定されない。	

便 益	代替案のみでは、有害使用済機器保管業者の確実な把握、また生活環境保全上適正な保管又は処分を確保するには不十分。
-----	---

政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)	
<p>費用:事業者については、現状に比べ代替案、改正案とも届出に係る書類作成費用等が発生する。 行政費用については、現状に比べ代替案、改正案とも費用が発生する。</p> <p>便益:改正案は代替案に比べ、届出義務の履行が担保されるため、都道府県が確実に対象事業者を把握することができ、必要に応じ、報告徴収、立入検査、改善命令及び措置命令を発動することで人の健康の保護し、生活環境の保全を図ることができる。</p> <p>発生する費用負担と得られる便益を比較すると、有害使用済機器が原因となる火災や生活環境保全上の支障の発生をより確実に回避できるようになると考えられることから、本規制措置は妥当である。</p>	

有識者の見解その他の関連事項	
<p>「廃棄物処理制度の見直しの方向性(意見具申)」(平成29年2月中央環境審議会)においては、「使用済電気電子機器等が、製品としての再使用が行われず、破碎等されたもの(雑品スクラップがこれに該当)については、ぞんざいに取り扱われることにより、その内部に含まれる有害物質が飛散、流出する等のおそれがあり、生活環境の保全上の支障が生じさせる可能性があることから、適正な管理下に置く必要があるものと考えられる。スクラップヤードにはある程度広域的な範囲から物品が持ち込まれている実態があること、使用済電気電子機器等に起因すると考えられる火災が発生していることや保管、処分等に際して有害物質が周辺に飛散するなどの環境影響の懸念が生じていることを踏まえ、そのような生活環境に係る被害を生じるおそれがある性状を有する物の保管や処分をしようとする者について、法的対応も含め、都道府県等による一定の規制に係らしめるべきである。例えば、その保管や処分等に関して、飛散・流出を防止する等の処理基準の遵守を求めることができるようにすることで、生活環境への悪影響を防止することができるようにすべきである。さらに、処理基準の遵守状況を確認し、及び遵守を徹底するため、都道府県等の行政機関が報告徴収、立入検査や処理基準の違反等があった場合における必要な措置を行うことができるようにすべきである。」とされている。</p>	

レビューを行う時期又は条件	
<p>附則第5条の規定に基づき、法律の公布の日から起算して3年を超えない範囲において政令で定める施行日から起算して5年後を予定。</p>	

備 考	